

2-6.介護保険に関する手続き

(1) 65歳以上である

手続き① 介護保険被保険者証等の返納

必要なもの

- ☐ 亡くなられた方の介護保険被保険者証
- ☐ 亡くなられた方の介護保険負担割合証

期限

速やかに

手続き可能な人

親族または代理人

手続き② 介護保険関係書類の送付先変更届

必要なもの

単身の方が亡くなった場合等、介護保険関係の書類の送付先を変更するための届書

- ☐ 亡くなられた方の介護保険被保険者証
- ☐ 届出人の本人確認書類

問合せ先

- ・介護保険課
1階⑬番⑭番窓口
- ・各支所 市民窓口課

(2) 高額介護サービス費等の受給者である

手続き 高額介護/高額医療合算介護サービス費相続人代表者届兼請求書

手続き詳細

亡くなられた方が受給していた、高額介護サービス費を相続するための申請

期限

高額介護サービス費等の支払い対象となる介護サービス利用月から2年

必要なもの

- ☐ 届出人の本人確認書類
- ☐ 相続人の振込先口座の通帳
- ☐ 相続人の戸籍謄(妙)本のコピー
(亡くなられた方との続柄がわかるもの)
※同一世帯の場合は、不要です。

手続き可能な人

相続人代表者または代理人

問合せ先

- ・介護保険課 給付係
1階⑬番⑭番窓口
- ・各支所 市民窓口課

2-7.障がい福祉に関する手続き

(1) 身体障がい者手帳・精神障がい者保健福祉手帳・療育手帳を持っている

手続き 手帳の返還

必要なもの

- ☐ 亡くなられた方の手帳

期限

速やかに

問合せ先

- ・社会・障がい者福祉課 障がい者福祉係 1階⑮番窓口
- ・各支所 市民窓口課

手続き可能な人

親族又は代理人

(2) 自立支援医療制度の受給者証の交付を受けている

手続き 受給者証の返還

必要なもの

- ☐ 亡くなられた方の受給者証

期限

速やかに
※医療機関にて清算完了後、ご返還ください。

問合せ先

- ・社会・障がい者福祉課 障がい者福祉係 1階⑮番窓口
- ・各支所 市民窓口課

手続き可能な人

親族又は代理人

(3) 障がい児福祉手当・特別障がい者手当を受給している

手続き① 各種手当資格喪失届

必要なもの

—

期限

速やかに

手続き可能な人

親族または代理人

手続き② 未支払手当請求

手続き詳細

未支払いの手当がある場合、同居し生計を同じくしていたご親族への支払い手続き

必要なもの

- ☐ 届出人の印鑑 ※朱肉を使用する印鑑
- ☐ 同居のご親族の振込先口座が確認できるもの
(通帳やキャッシュカードのコピー等)

問合せ先

- ・社会・障がい者福祉課
障がい者福祉係
1階⑮番窓口
- ・各支所 市民窓口課

2-8.その他の手続き

(1) 水道・下水道契約を行っている

手続き① 契約者の変更または中止の手続き

手続き詳細

お電話で手続きできます。

※中止の手続きは、インターネットで手続き可能です。

※井戸水を使用で、下水道使用料をお支払いの世帯は、世帯人数の変更手続きが必要です。

必要なもの

- ☐ 「ご使用水量等のお知らせ」または「領収証書」など
(お客様番号確認のため)

手続き② 支払口座の変更

手続き詳細

郵送もしくは、本庁市民課・上下水道お客様センター、金融機関でお手続きすることができます。

必要なもの

- ☐ 預貯金通帳
- ☐ 通帳のお届け印
- ☐ 「ご使用水量等のお知らせ」または「領収証書」など
(お客様番号確認のため)

(2) 農地の所有者である

手続き 農地法第3条の3の規定による届書

手続き詳細

相続により農地の権利を取得された方は届出が必要です

必要なもの

- ☐ 権利を取得したことがわかる書類(登記完了証、登記事項証明書(全部事項証明書)等)
※相続人の氏名・住所が記載されているもの

期限

速やかに

手続き可能な人

親族または代理人

問合せ先

- ・上下水道お客様センター
穂波支所2階
☎0948-96-8616(直通)
- ・市民課 窓口係
1階④番窓口

(3) 森林の所有者である

手続き 森林取得の届出

手続き詳細

相続により森林の土地を取得された方は届出が必要です。

必要なもの

- ☐ 森林の位置を示す図面
- ☐ 登記事項証明書のコピー
- ☐ 届出人の印鑑

期限

土地の所有者となった日から90日以内

手続き可能な人

相続人

問合せ先

農林振興課 農林振興係 4階

(4) 市営住宅の入居者である

手続き 明渡届/名義変更手続き/異動の手続き

手続き詳細

▼単身者がお亡くなりになられた場合
明渡届

▼同居の親族がいる場合

- 名義変更の手続き
(名義人が亡くなられた場合)
- 異動の手続き
(同居人が亡くなられた場合)

期限

速やかに

手続き可能な人

相続人または同居人

必要なもの

- ☐ 届出人の本人確認書類

問合せ先

住宅課 管理係5階
各支所 経済建設課

2-8.その他の手続き

(5) 生活保護の受給者である

手続き 死亡事実の連絡

手続き詳細

生活保護を受給されている方が亡くなった場合は、速やかに担当のケースワーカーにお知らせください。

必要なもの

- ☐ 死亡届のコピー
- ☐ 医療カード

期限

速やかに

手続き可能な人

親族又は同居人

問合せ先

生活支援課 第1から7係 2階

(6) 犬の飼い主である

手続き 登録者の変更・抹消

必要なもの

—

問合せ先

環境整備課 環境衛生係 6階

期限

新しい飼い主が決まった時

手続き可能な人

新しい飼い主

メモ

(7) 粗大ごみの処理が必要である

手続き 粗大ごみの処分について

手続き詳細

粗大ごみの処分は、電話で粗大ごみの収集予約を行い回収依頼する方法と、個人で直接施設へ搬入する方法があります。

必要なもの

☐ 粗大ごみシール

粗大ごみの収集・自己搬入とも、粗大ごみシール(1枚275円(税込))が必要となります。粗大ごみシールは飯塚市指定ごみ袋を販売しているスーパーやコンビニで販売しています。

ごみ袋販売店のレジ等でご確認ください。粗大ごみは大きさや重さによってシールの貼付枚数が異なります。

粗大ごみ料金の目安

1辺の一番長い部分が

1m以下かつ10kg以下

……………粗大ごみシール1枚

1辺の一番長い部分が

1m～1.5mかつ20kg以下

……………粗大ごみシール2枚

1辺の一番長い部分が

1.5m～2mかつ40kg以下

……………粗大ごみシール4枚

手続き可能な人

親族等

問合せ先

●粗大ごみ収集予約受付について

【粗大ごみの収集予約電話番号】

- ・飯塚地区：飯塚市クリーンセンター
☎0948-22-1551
- ・穂波地区：藤本組
☎0948-24-1367
- ・筑穂地区：瀧本衛生
☎0948-72-3859
- ・庄内地区：庄内衛生舎
☎0948-82-0450
- ・額田地区：かいた環境開発工業
☎0948-92-0082

●粗大ごみの自己搬入について

開所日時等につきましては直接施設へお問い合わせください。

- ・飯塚地区：飯塚市クリーンセンター
☎0948-22-1551
- ・穂波・筑穂地区：桂苑
☎0948-65-0320
- ・庄内・額田地区：リサイクルセンター
☎0948-20-4007



2-8.その他の手続き

(8) 飯塚霊園の使用者である

手続き① 墓地使用継承許可申請 (使用者の名義変更)

手続き詳細

今後も飯塚霊園をご利用していただくために、亡くなられた方(以下、前使用者)から、お墓を継がれる方(以下、新使用者)に名義を変更していただく必要があります。

※新しい許可証の発行には手数料が300円がかかります。

また、受付後1週間程度日数がかかりますので、あらかじめご了承ください。

※新しい使用許可証は、出来次第ご自宅に郵送いたします。

必要なもの

- ☐ 飯塚霊園墓地使用許可証
(前使用者名義)
- ☐ 新使用者の「本籍地の記載のある住民票」
- ☐ 前使用者と新使用者との関係がわかる公的書類
(戸籍謄本・妙本、住民票など)
- ☐ 前使用者の死亡した日のわかる公的書類
(除籍謄本・妙本、住民票の除票、死亡診断書など)
- ☐ 継承同意書
(任意。ご家族でどなたがお墓を継がれるかを話し合われたうえでの申請をお願いします。)

手続き② 埋蔵届

手続き詳細

前使用者が納骨される際に届出が必要です。新使用者が、上記継承許可申請後(または同時)に手続きをお願いします。

必要なもの

- ☐ 飯塚霊園墓地使用許可証(新使用者名義)
- ☐ 火葬許可証(証明書)

問合せ先

都市計画課 都市政策係
5階

届け出先

▼継承許可申請
都市計画課 都市政策係
5階

▼埋蔵届
飯塚霊園管理事務所
(受付時間:午前10時～
午後4時)

または、
都市計画課 都市政策係

手続き可能な人

新使用者

期限

速やかに

3.市役所以外での手続き(参考)

✓	項目	手続先	必要なもの	問合せ先
☐	運転免許証の返還	最寄りの警察署 運転免許試験場	運転免許証	最寄りの警察署
☐	社会保険、共済保険、 船員保険、国民健康保険 組合に関する手続き	勤務先など	ご加入保険によって 異なるため、各保険者 へお問い合わせください	勤務先
☐	銀行での相続関係・ 名義変更の手続き	ゆうちょ銀行の場合 最寄りの郵便局窓口 その他銀行の場合 取引銀行	ご案内に従って 必要書類を ご持参ください	郵便局案内窓口 取引銀行の総合窓口
☐	保険関係の手続き (請求等)	労災保険 勤務先又は、管轄の 労働基準監督署 雇用保険 受給している公共 職業安定所窓口 生命保険 (民間会社の保険) 取引会社 かんぽ生命 最寄りの郵便局 保険担当窓口	条件により手続きが 異なるので事前に お問い合わせください	勤務先又は、管轄の 労働基準監督署 受給している公共 職業安定所窓口 取引会社の窓口 最寄りの郵便局 保険担当窓口
☐	クレジットカードの 解約等	各クレジットカード 発行会社	会社によって異なるので お問い合わせください	各クレジットカード 発行会社
☐	有価証券の名義変更等	取引証券会社	一般相続財産であるため、 相続関係書類が必要	取引証券会社
☐	電気・ガス等の名義変更	管轄の事務所・ 事業所	引落とし口座の変更は 印鑑通帳を持って銀行へ	管轄の事務所・事業所 またはお客様相談室
☐	固定電話の名義変更等	取引会社	会社によって異なるので お問い合わせください	取引会社の お客様相談窓口

3.市役所以外での手続き(参考)

項目	手続先	必要なもの	問合せ先
NHKの名義変更等	NHK フリーダイヤル窓口	特になし	フリーダイヤル窓口 ☎0120-15-1515
携帯電話の解約等	取引会社の店舗窓口	会社によって異なる のでお問い合わせ ください	取引会社の お客様相談窓口
土地・家財等の 相続登記	不動産の所在地を 管轄する法務局	法務局へお問い合わ せください	管轄の法務局
し尿収集の中止、 代表者の氏名、 世帯員数の変更等	現在し尿収集を 行っている業者等 ※業者が不明のときは 「飯塚市環境センター」 でお調べします ☎ 0948-22-6363 FAX 0948-22-6630	し尿収集業者等に 直接お問い合わせ ください	現在し尿収集を 行っている業者等

4.その他のご案内

①弁護士による無料法律相談のご案内

飯塚市では、法律問題でお悩みの方を対象に、無料で弁護士相談が受けられる「無料法律相談」を行っております。(相談時間は30分間)

無料法律相談のご利用は、通常相談・夜間相談を通して年度(4月～翌年3月)につき一人1回まで。通常相談または、夜間相談をお選びいただけます。

対象は、飯塚市に住民登録をしている方(相談無料・秘密厳守・要予約)

●弁護士による無料法律相談

	相談場所	相談日時	予約・問合せ先
通常相談	飯塚法律相談センター 飯塚市新立岩6番16号 弁護士ビル3階	平日 午後1時～午後4時	飯塚法律相談センター ☎0948-28-7555 ※午前9時～午前11時50分 午後0時50分～午後5時(月～金) ただし、祝日・閉所日は除く
夜間相談	飯塚市役所本庁舎 飯塚市新立岩5番5号	毎週木曜日 午後5時～午後7時	市民活動支援課 市民活動係 4階 ※午前8時30分～午後5時15分(月～金) ただし祝日・閉庁日は除く

②行政書士によるくらしの手続き無料相談のご案内

成年後見制度、相続、官公庁署への許認可申請手続きなどについて行政書士が相談に応じます。お気軽にご連絡ください。(相談無料・秘密厳守・予約不要)

●くらしの手続き無料相談会

相談場所	相談日時	予約・問合せ先
飯塚市役所本庁舎 飯塚市新立岩5番5号	毎月第4金曜日 午後1時～午後4時	本庁舎4階 市民活動支援課 市民活動係

★各種相談日は、祝日・開庁日等で変更になる場合があります。正確な日程は、飯塚市ホームページまたは、毎月1日号の広報いづかをご覧ください。

③お住まいになっていた家が「空き家」になる場合

適切に管理されず放置されている空き家が防犯や防災、衛生、景観等の問題を生じさせ、周辺住民に深刻な影響を及ぼしていることが全国的に社会問題となっています。

1.相続登記について

死亡した所有者の名義のまま、相続登記がされていない空き家が見受けられます。相続登記をせずに放っておくことは、適切な管理がされていない空き家が増加している大きな要因の一つになっています。

相続登記については民法等の一部を改正する法律において「不動産登記法」の改正が行われ、令和6年4月1日から不動産を取得した相続人に対し、その取得したことを知った日から3年以内に、相続登記を義務付けられることになりました。

また、「正当な理由なく」申請を怠ったときは、10万円以下の過料に処せられることとなります。次世代の子ども達のためにも、相続登記の手続きをお願いします。

申請先・問合せ先 福岡法務局飯塚支局(☎0948-22-1580)

2.空き家の適切な管理について

家は人が住まなくなると、途端に傷みが早くなります。風を通さなくなる、雨漏りに気づかないなどの理由で想像以上に腐食が進みます。

建物の損壊・瓦等の飛散または草木が隣地や道路に越境することがないように、所有者(相続人)等におかれましては、適切な管理をお願いします。

管理方法の一例	内部	・窓を開放して通風や換気 ・蛇口の通水 ・室内の清掃	建物を傷めないために
	外部	・郵便物整理 草取り、樹木の手入れ	ご近所の迷惑にならないように
	点検	・雨漏りがないかチェック ・建物に傷みがないかチェック	大雨・台風対策に

3.利活用の一例「飯塚市空き家情報バンク」について

飯塚市では「空き家を買いたい・貸したい」とお考えの場合、要件を満たした空き家の情報を宅建業者に提供し、空き家を買いたい・借りたい人とのマッチングを行う制度がございます。ご相談・お問い合わせは下記の連絡先までお願いします。

空き家に関する相談・問合せ先 建設政策課 住環境整備係 5階

4. 其他のご案内

④心の健康に関する相談

身近な人を亡くし、様々な想いや悩みを抱えるご遺族の皆様に対して、相談を受けたり、メンタルヘルスの専門家につなげる等、必要な情報提供とともにご遺族に寄り添う姿勢で支援をしてくれる機関があります。以下に相談機関を紹介しますので、抱え込まずにご相談ください。

電話相談窓口	問合せ先
「#いのちSOS」 (NPO法人 自殺対策センターライフリンク) いのちが限界と感じたら、どうかSOSを聴かせてください。専門の相談員が受け止めます。	☎0120-061-338(フリーダイヤル・無料) 受付時間 24時間受付
「よりそいホットライン」 (一般社団法人 社会的包摂サポートセンター) みなさまの思いを受け止め、気持ちや状況の整理のお手伝いをします。	☎0120-279-338(フリーダイヤル・無料) はじめに音声ガイダンスが流れ、相談員につながります。
「いのちの電話」 (一般社団法人 日本いのちの電話連盟) 様々な困難や危機にあって、自殺をも考えておられる方の相談電話です。 どうぞその苦しいお気持ちをおひとりで抱えず私たちに聴かせてください。	☎0120-783-556(フリーダイヤル・無料) 受付時間 毎日午後4時～午後9時 毎月10日は午前8時～翌日午前8時まで ☎0570-783-556(ナビダイヤル) 受付時間 午前10時～午後10時 ナビダイヤル受付センターに順次おつながります。 ※IP電話からはご利用できません。
「こころの健康相談統一ダイヤル」 電話をかけた所在地の公的な相談機関に接続されます。	☎0570-064-556(ナビダイヤル) 受付時間 平日午前9時～午後4時 午後6時30分～午後10時
認定NPO法人「グリーンケア・サポートプラザ」 大切な人を自死で亡くし、ひとり孤独でいるとき、望みを絶たれ先が見えないとき、いつでもどうぞ。自死遺族支援をしているNPO法人です。	☎03-3796-5453 受付時間 火・木・土曜日の午前11時～午後4時
「チャイルドライン」 (NPO法人 チャイルドライン支援センター) チャイルドラインは18歳までの子どもがかけける電話です。	☎0120-99-7777 (フリーダイヤル無料・携帯・PHSからかけられます) フリーダイヤルのため、IP電話からは接続できません。 受付時間 毎日午後4時～午後9時
福岡精神保健福祉センター 自死遺族のための法律相談や自死遺族の相談に応じます。	☎092-582-7500 受付時間 自死遺族のための法律相談(要予約) 毎月第4火曜日午後1時30分～午後4時30分 自死遺族の相談(要予約) 月・火・木・金曜日:午前9時～午後0時
飯塚市役所 健康保健課 健康づくり係 (穂波支所 1階) 悩みや不安を抱えて困っているときに身近な場所での相談窓口としてご利用ください。	☎0948-96-8613 受付時間 月～金曜日 午前8時30分～午後5時15分

SNS相談窓口	問合せ先
NPO法人「自殺対策支援センターライフリンク」 自殺総合対策・自死遺族ケアの推進、自殺予防・防止のための啓発活動に取り組んでいます。	https://www.lifelink.or.jp/ 
NPO法人「東京メンタルヘルス・スクエア」 カウンセリング、無料悩み相談を実施しています。	 https://www.npo-tms.or.jp/
NPO法人「あなたのいばしょ」 24時間365日、年齢や性別を問わず誰でも無料・匿名で利用できるチャット相談窓口です。	https://talkme.jp/ 
NPO法人「BONDプロジェクト」 生きづらさを抱える10代20代の女の子のために女性による相談支援を行っています。	 https://bondproject.jp/
NPO法人「チャイルドライン支援センター」 18歳以下の子どもを対象にさまざまな相談を受けています。	https://childline.or.jp/index.html 

委任状

令和 年 月 日

代理人	住所		
	氏名	生年月日	年 月 日

私は、上記の者を代理人と定め、下記のことについて委任します。

委任事項	☐ 住民票の写し等の請求並びに受領に関すること。
	※住民票に表示する項目にチェックを入れてください。
	☐ 本籍 ☐ 世帯主との続柄
	☐ その他必要となる特別な記載 ()
	☐ 戸籍等証明書の請求並びに受領に関すること。
☐ 住所の異動に関すること。	
☐ ()に関すること。	
※()内に委任事項を記入してください。	

委任者	住所		
	氏名	生年月日	年 月 日
	※身体上の都合により委任者が自署できず代筆した場合は、委任者は捺印してください		
代筆者	電話番号		
	※委任者に電話で確認する場合がありますので、平日午前8時30分から午後5時15分までの間に連絡のとれる電話番号を記載してください。		
	氏名	代筆理由	
※注意・・・代筆者は、 <u>代理人以外</u> の方となります。			

◆委任状の記入について◆

- *委任者本人(頼む人)が全て記入してください。
- *委任事項についていずれかのみを委任する場合は必要な項目の口欄に ☒ をつけてください。

・飯塚市では住民票・戸籍謄本等の不正取得が判明した場合は、本人に通知します。

・偽り、その他不正な手段により委任状を作成・行使した場合は、刑罰の対象となります。
(刑法第159条、第161条)

◆◆ 注意事項 ◆◆

1. 委任者と代理人が同住所でも世帯が別であれば委任状が必要です。
2. 委任状に不備がある場合、または代理人の本人確認ができない場合は申請に応じられないことがありますのでご了承ください。通知カードは本人確認書類には使用できません。
3. マイナンバー(個人番号)及び住民票コード入り住民票の請求について
 - ・本人または本人と同一世帯員の場合
本人確認・使用目的及び提出先の確認後、直接交付します。
 - ・代理人(本人または本人と同一世帯員以外)の場合
委任状が必要です。
代理人の方には、マイナンバー(個人番号)及び住民票コード入り住民票をその場で交付することはできません。請求者であるご本人の住所に転送不要の郵便で郵送します。

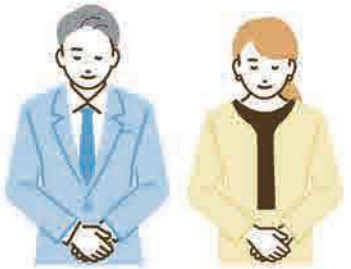
◆◆ 委任者が代理人に伝えていただくこと ◆◆

1. 世帯全員(または個人)の住民票を請求する場合
⇒住所、氏名、生年月日、世帯主名、本籍及び世帯主との続柄の記載の有無、通数
2. 戸籍謄抄本等を請求する場合
⇒本籍、筆頭者、生年月日、通数、誰が記載されたものが必要であるか
3. 住所の異動届に関すること
⇒新旧住所、氏名、生年月日、世帯主名、異動した日(転出の場合は異動する日)
4. その他に関すること
⇒具体的な内容を書いてください

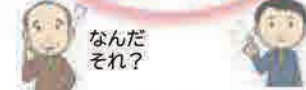
※委任事項がない場合は委任者に連絡を取らせていただくことがあります。

ご不明な点はお問い合わせください。

飯塚市役所 市民課	0948-22-5500 (内線1014)
穂波支所 市民窓口課	0948-22-0380 (内線2112)
筑穂支所 市民窓口課	0948-72-1100 (内線3610)
庄内支所 市民窓口課	0948-82-1200 (内線4620)
額田支所 市民窓口課	0948-92-2211 (内線5630)



自筆証書 遺言書 保管制度



⑤
そこで始まったのが・・・

- ① 相続人に発見されないことがある。
- ② 紛失や改ざんのおそれがある。

④
自筆の遺言書にはこんな問題が指摘されています。



思い立って
始めた終活

終活①

自筆証書遺言書保管制度とは？

法務局で本人確認をした上で適正に保管する制度です。

この制度を利用するメリットは？

- ・ 紛失や改ざんのおそれなし
- ・ 家庭裁判所の検認が不要
- ・ 保管の事実を相続人等へ通知



遺言の内容に関するご相談はお受けできません。
各種手続は、必ず予約が必要となります。

預けて安心！

自筆証書遺言書保管制度

詳しくは
福岡法務局ホームページ

https://houmukyoku.moj.go.jp/fukuoka/page000001_00121.html



または
福岡法務局飯塚支局
(TEL: 0948-22-1580) へ
お問い合わせください。



大切な遺言書をお預かりしています。

YouTubeチャンネル
(東京法務局)
動画で分かりやすく
制度を説明しています！



福岡法務局

法定相続情報 証明制度

あなたの
相続手続を
応援します！



多くの方々にご利用いただいております！

面倒な相続手続を
より速く！
より便利に！

未来につなぐ相続登記
不動産の
相続登記を
お忘れなく！
次の世代へのつとめです



「法定相続情報証明制度」とは、相続人が法務局（登記所）に必要な書類を提出し、登記官が内容を確認した上で、法定相続人が誰であるのかを登記官が証明する制度です。

この制度を利用することにより、相続登記、被相続人名義の預金の払戻しや相続税の申告など、各種相続手続で戸籍書類一式の提出の省略が可能となります※。

※相続手続で必要となる書類は、各機関で異なりますので、必要な書類は提出先の各機関にご照会ください。

法定相続情報証明制度の詳しい内容は

法務局ホームページ

検索

をご覧ください。



《お問い合わせ先》

福岡法務局飯塚支局
TEL 0948-22-1580

～相続登記はお早めに～



福岡法務局

不動産登記推進イメージ
キャラクター「トウキョウネ」

令和6年4月1日
スタート！

亡くなられた方の 不動産の名義、
そのままにいませんか？

相続登記が 義務化されました！

相続（遺言も含みます。）によって不動産を取得した相続人は、その所有権の取得を知った日から3年以内に相続登記の申請をしなければならないこととされました。

正当な理由※1がなく義務に違反した場合、10万円以下の過料が科されることがあります。

なお、令和6年4月1日より前に相続した不動産も、相続登記がされていないものは、義務化の対象になります（この場合は、3年間の猶予期間があり、令和9年3月31日までに相続登記をしていただく必要があります。）。

※1「正当な理由」とは、例えば相続人が極めて多数に上る場合や遺言の有効性について争いがある場合、経済的に困窮しているために相続登記費用を負担することができない場合等があります。

相続登記の申請って
どうすればいいのかな？

次ページで
確認しよう！



福岡法務局

不動産登記推進
イメージキャラクター
「トウキツネ」

令和6年5月作成

相続登記は、**相続人本人**又は資格者である
司法書士等しか申請できないよ。



スタート！

登記申請を自分
で行いたい。

はい

インターネット環境
があり、自分で関係
書類を作成したり
集めたりできるので、
個人で作成したい。

はい

A 法務局の
ホームページで
「**登記手続ハン
ドブック**」を
見てみよう。



登記手続ハンドブック

いいえ

B 司法書士
等に相談しよう。

いいえ

書類は自分で集めら
れるが、登記の申請
については、法務局
の窓口で教えても
らってから作成した
い。

はい

C 法務局に
登記手続案内の
予約の電話をし
よう。



相続登記に必要な申請
書の様式や必要書類は、
法務局ホームページから
ご確認ください。
まずは、「**登記手続ハン
ドブック**」（上記QRコードから
お入りください）を一読さ
れることをおすすめします。
ご不明な点は、各法務局
の登記手続案内（**C**参照）
をご利用ください。

登記申請は、不動産の所
在地を管轄する法務局に
行が必要です。
窓口、郵送、オンラインで
することも可能です。



登記申請ができる資格
者は司法書士、弁護士に
限られます。
なお、費用や司法書士・
弁護士の紹介等について
は、下記までお尋ねくだ
さい。

司法書士総合相談センター
0570-783-544
（無料電話相談）
平日 18時～20時
（司法書士紹介）
平日 10時～16時

弁護士会相談ナビダイヤル
0570-783-552



各法務局に、登記手続
案内窓口があります。
**事前予約制で、お一人様
20分程度**です。
各法務局で実施曜日、時
間が違いますので、電話
でご確認ください。
飯塚の法務局では、現在、
火曜日・水曜日に実施して
います。
詳しくは下記まで
お尋ねください。

（予約・お尋ね）
福岡法務局飯塚支局
登記手続案内予約
0948-22-1580（音声案内2）



福岡法務局

相続登記については、法務局ホームページをご覧ください。

福岡法務局 相続登記



チェック！



戸籍に関するよくあるQ&A

Q1 戸籍の「謄本」と「抄本」は何が違うのですか。

A1 「謄本」はその戸籍にいる人が全員記載された証明書であり、「抄本」はその戸籍の一部の人のみが記載された証明書です。

Q2 「改製原戸籍」とはどういったものですか。
また、現行の戸籍謄(抄)本とは何が違うのですか。

A2 「改製原戸籍」とは、戸籍の改製(法律等に基づいて戸籍の様式が改められること)によって、新たな戸籍が編製された場合に除かれた従前の戸籍のことであり、改製以前にその戸籍に記載された方が除籍となっている場合は、現行の「戸籍謄本」や「戸籍抄本」には記載されていないので、「改製原戸籍」を確認する必要があります。

Q3 戸籍謄本を取りたいのですが自分の本籍が分かりません。

A3 住民登録地にて本籍を記載した住民票をご請求していただくと、本籍地や筆頭者を確認することができます。

Q4 父(母)の本籍が知りたいのですが、すでに亡くなっているため住民票では確認ができません。

A4 ご自身の戸籍謄(抄)本を請求して確認してください。子は親の戸籍から編製されているため、ご自身の従前戸籍をさかのぼっていけば、父(母)の戸籍(本籍)を知ることができます。

Q5 私は、両親の戸籍に入っている長男(長女)です。
最近、両親が亡くなったのですが、私がその戸籍の筆頭者になっているのでしょうか。

A5 筆頭者が亡くなった場合でも、その戸籍の筆頭者は変わりません。

Q6 最近、引越しをして住所を異動したはずなのに、本籍が変わっていませんでした。
なぜでしょうか。

A6 住所の異動を行っても、本籍は変更されません。本籍を変更したい場合は「転籍届」を役所の窓口へ提出する必要があります。

Q7 手続きの関係で、その人が死亡したことを証明するものを提出してくださいと言われましたが、何を提出すればいいのかわかりません。

A7 一般的には、死亡した方の戸籍謄本でよいと思います。戸籍謄本には、死亡した日時や死亡地が記載されています。詳細については提出先にお尋ねください。

Q8 手続きの関係で、私と亡くなった父(母)との親子関係を証明するものを提出してくださいと言われましたが、何を提出すればいいのかわかりません。

A8 一般的には、ご自身の戸籍謄本でよいと思います。戸籍謄本には、ご自身の父母の氏名が記載されています。(父母の氏名については、戸籍が編製された当時の氏名のため、現在の氏名とは異なる場合があります)。詳細については提出先にお尋ねください。

メモ



私たちの終活・相談・不動産サポート

**海洋散骨
死後事務委任
不動産買取り
家系図**

**終活・相続・不動産
お任せください
残されたご家族に
寄り添います**

創業30年、私達の使命は

おかげさまで、創業から地域の方々に支えられ、地域と共に成長して参りました。その中で、数多くの心痛い相続トラブルを見て参りました。私たちの使命は、トラブルを未然に防ぎ地域の方々の笑顔をつくる事だと思っております。

死後事務手続き 家の解体片付け 相続登記サポート 不動産買取り 海洋散骨 家系図作成 リフォーム新築



さくらが選ばれる
3つのポイント!

POINT 1 信頼と実績
創業30年の経験と実績をもとに、地域の方々から信頼される業務に努めております。

POINT 2 自社施工
専門的なスキルを持った当社スタッフがお客様に寄り添い対応させていただきます。

POINT 3 アフターサービス
当社ではアフターを大切にしております。しっかりとフォローさせていただきます。

当社保有資格 海洋散骨アドバイザー / 終活アドバイザー / 行政書士 / 宅建士 / ファイナンシャルプランナー / 一級葬祭ディレクター / 二級建築士 / 大工 / ケアマネージャー / 一級船舶特定操縦免許 / 二級海上無線

不動産売買・賃貸・買取り 終活・相続・海洋散骨 新築・リフォーム

株式会社 **さくらトータルライフ** お客様を笑顔にする暮らしのトータルプランナー

お気軽にご相談ください **☎0947-49-0333**

〒825-0002 福岡県田川市大字伊田4191-1
宅建許可番号 福岡県知事(4)第16151号



ホームページで情報更新中

QRコード
ホームページ
Instagram



**心の相続
サポートセンター**

トミヤ行政書士事務所

無料相談会 開催!

相続 遺言 終活

葬儀、納骨、法事など仏事相談

許認可・届出等の申請 お困りごと相談

 **相談から書類作成まで全力でサポートします!** 

トミヤ行政書士事務所 検索 **お気軽にご相談ください**

行政書士 **瀧本賢一**

〒820-0002 福岡県飯塚市川島205-7
携帯: 090-8839-1038 (たきもと)
☎ 0948-30-1100/FAX 0948-30-1101




トミヤ行政書士事務所 直通 ☎ **090-8839-1038**

パパッとサンキュー トミヤ